

(第一類 第六号)

第七十二回国会文教委員会議録

第十五号

(三一七)

出席委員		昭和四十九年三月十五日(金曜日)
午後六時十一分開議		
出席委員		
委員長	稻葉 修君	
理事 坂田 道太君	理事 塩崎 潤君	
理事 西岡 武夫君	理事 光君	
理事 森 喜朗君	理事 信一君	
理事 山原健一郎君	理事 久野 忠治君	
越智 伊平君	田中 正巳君	三月十四日
河野 洋平君	三塚 博君	兵庫県に教員大学設置反対に関する請願(小林信一君紹介)(第二四五五号)
榎橋 進君	栗田 翠君	私学に対する公費助成増額等に関する請願外一件(木島喜兵衛君紹介)(第二四九六号)
宮崎 茂一君	高橋 繁君	同(小林信一君紹介)(第二四九七号)
山崎 拓君	森 美秀君	同(柴田睦夫君紹介)(第二四九八号)
有島 重武君	鳴崎 讓君	同外一件(長谷川正一君紹介)(第二四九九号)
安里横千代君	森 美秀君	同(馬場昇君紹介)(第二五〇〇号)
出席國務大臣	文部大臣 奥野 誠亮君	同(米原昶君紹介)(第二五〇一号)
出席政府委員	内閣法制局第二部長 味村 治君	同外一件(佐野進君紹介)(第二五三六号)
委員外の出席者	文部政務次官 藤波 孝生君	同(小林信一君紹介)(第二五三七号)
	文部大臣官房長 井内慶次郎君	同外一件(小林信一君紹介)(第二五七〇号)
	文部省大学学術局長 木田 宏君	同(山本政弘君紹介)(第二五七一号)
	自治省財政局指導課長 高田 信也君	同(山本政弘君紹介)(第二五七二号)
	文部委員会調査室長 石田 幸男君	同(青柳盛雄君紹介)(第二六一三号)
委員の異動	三月十四日 辞任 高見 三郎君	同(和田耕作君紹介)(第二六二四号)
	三月十五日 辞任 上田 茂行君	同外一件(高沢寅男君紹介)(第二六二八号)
	補欠選任 田中 正巳君	同(清水徳松君紹介)(第二六四七号)
	補欠選任 越智 伊平君	同(金子みつ君紹介)(第二六七一号)
		同(佐々木更三君紹介)(第二六七二号)
		私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願(土井たか子君紹介)(第二六四二号)
		同(土井たか子君紹介)(第二五三八号)
		同外十三件(三原朝雄君紹介)(第二五三九号)

出席國務大臣	文部大臣 奥野 誠亮君	同(島村一郎君紹介)(第二五七六号)
出席政府委員	内閣法制局第二部長 味村 治君	同(野坂浩賢君紹介)(第二五七七号)
委員外の出席者	文部政務次官 藤波 孝生君	同(内海英男君紹介)(第二五九九号)
	文部大臣官房長 井内慶次郎君	同外二件(高見三郎君紹介)(第二六二九号)
	文部省大学学術局長 木田 宏君	私立幼稚園教育振興に関する請願(上村千一郎君紹介)(第二五四〇号)
委員の異動	三月十四日 辞任 高見 三郎君	同(海部俊樹君紹介)(第二五四一號)
	三月十五日 辞任 上田 茂行君	同(灘尾弘吉君紹介)(第二五四二號)
		同(島村一郎君紹介)(第二五七五号)
		同(渡海元三郎君紹介)(第二五九八号)
		東京大学医学部付属病院精神神経科小児部の診療制度確立に関する請願(木島喜兵衛君紹介)(第二五七四号)
		学費凍結法制定等に関する請願(木島喜兵衛君紹介)(第二五七八号)
		青梅市に国連大学本部誘致に関する請願(大野潔君紹介)(第二五九七号)
		公立文教施設整備に関する請願(吉田法晴君紹介)(第二六七〇号)
		は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

○稻葉委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。栗田翠君。

私は、今度の国立学校設置法によつてづくられます三つの医大の参与の問題を最初に伺います。

これは今までの審議の中で幾人かの委員の方が質問していらっしゃいますが、去年の筑波大学

法案の審議の経過もありますし、この参与が置かれていることがいま非常に大きな世論を呼び起こしておりますので、この内容をはつきりさせていくということはやはり国民に対する責任だと思つております。

それで、まず伺いますが、先日以来の御答弁の中でのこの参与というのは筑波大学に置かれていく参与とは別のものであるということを幾度かおつしやつておりますが、そのとおりでございますね。

○木田政府委員 そのとおりでございます。

○栗田委員 参与会ではなく、参与であるということをおつしやつています。法制局に伺いたいと思ひますが、参与会と参与の最も大きな違いといふのはどういうところなのでしょうか。

○味村政府委員 私、從来の審議の経過を実は存じませんので、はつきりしたこと申上げかねますが、参与会と申しますれば一種の合議体でござりますし、参与と申しますのは単独の職務であろうかと思います。

○栗田委員 参与会が合議体であつて、参与が単独の職務だということになりますと、たとえば学長などが意見を聞くような場合に、単独でその意見を述べられるということが出てくるわけですね。

○木田政府委員 いろいろな聞き方ができると考えております。

○栗田委員 法制局伺います。いまの点でいかがでしょうか。合議体と単議体といいますか、単独の職務の場合ですが、意見を聞く場合に単独で答える、協議せずに自分で判断してお答えになるといふことが出てまいりますね。

○味村政府委員 合議体でございますれば、合議としての意思を表示するということに相なりますようし、単独体でございますれば、単独の機関といつしまして学長に対してもその学長の諮問に応

するなり何なりいたしまして意見を述べるということにならうかと存じます。

○栗田委員 続けて法制局にもう一度伺います。が、合議体である場合、合議制である場合、それから単議制である場合、おのずからその諮問内容といふものは変わつてくると思うのですが、いかがですか。

○味村政府委員 これは合議体であるか単独体であるかと、いうことによりましてそのような区別があるかどうかということについては、必ずしもそのような区別は私は論理的にはないのでなかろうかと存じます。ただ、合議体であるということを考慮いたしまして、学長がその合議体にふさわしい諮問をする、単独体であれば単独体にふさわしい諮問をするということはあるかと思いますが、理論的に絶対に諮問事項が異なるということはないよう考えます。

○栗田委員 文部省に伺います。今まで参与会というものが筑波大学へ置かれたけれども、今度は参与という単議体の形にされたその一番おもな理由は何でしょうか。

○木田政府委員 文部省に伺います。いまで参与会というものが筑波大学へ置かれたけれども、今度は参与という単議体の形にされたその一番おもな理由は何でしょうか。

○栗田委員 文部省に伺います。いまで参与会というものが筑波大学へ置かれたけれども、今度は参与という単議体の形にされたその一番おもな理由は何でしょうか。

事委員会、評議会等とあわせて参与会といふものを作成させていただきました。しかし、今回の場合には、いろいろな意見の聞き方は大学の考え方を構成させていただきました。また、先ほどにゆだねてよろしい、こう考えておるわけでござります。

○木田政府委員 東京大学が用意いたしましたいろいろな考え方を尊重したものでございます。

○栗田委員 筑波の場合、参与会を置かれたのはあくまでも大学の意向に沿つたものであるからだ、それが理由だとおっしゃるわけですね。

○木田政府委員 東京大学が用意いたしましたいろいろな考え方を尊重したものでございます。

○栗田委員 それでは次の点で伺いたいと思います。そのとおりであります。

○木田政府委員 先日、鳴崎委員の御質問があつた中で、今後新設される医科大学には参与を置きたいとおっしゃったと思いますが、もう一度確認させていただきたいと思います。そのとおりであります。

○木田政府委員 医学の特質を考え、そういう職を考えて置くことの意義があらう、こう思つております。

○栗田委員 医科大学でない大学が新設された場合はどうでしようか。

○木田政府委員 今後具体的のケースにつきましてまた考えたいと思います。

○栗田委員 それでは、今回三医大に参与を置くことは医科大学という特質から出ているというお話をですが、特にどのような特質から出しているのか、参与を置く必要をどういうところにお考えになつたのか、その御説明をお願いいたします。

○木田政府委員 それも大学の考えるところで、また助言、勧告をするということになつております。今度置かれます参与はどんな権限を持つものだとお考えでしようか。

○栗田委員 参与の持つております権限ですけれども、筑波大学のときには、学長の諮問にゆだねると前回おっしゃつたように思います。そのとおりでございます。

○木田政府委員 基本的にはそれでいいんだろうと考えます。

○栗田委員 人数についても大学の判断にゆだねると前回おっしゃつたように思います。そのとおりでございます。

○木田政府委員 人事についても大学の判断にゆだねると前回おっしゃつたように思います。そのとおりでございます。

○栗田委員 そのとおりであります。

○木田政府委員 それでは、その実施状況の報告を受けるということになつておられます。

○栗田委員 それでは、その実施状況の報告を受けるということになつておられます。

○木田政府委員 それでは、その実施状況の報告を受けるということになつておられます。

○栗田委員 それでは、その実施状況の報告を受けるということになつておられます。

○木田政府委員 大学の考え方によだねたらよかろうというふうに思つております。また、先ほど地域医療との関係が緊密だというふうに申し上げましたけれども、医療だけに限ることはございましません、医科大学の教育、研究、いろいろな面を含めてお考えいただいたらいいかと思います。

○栗田委員 私も地域の意見を取り入れるということは必要なことだと思います。モニター制度というのがよくあります。そうやっていろいろ意見を広く聞くということもできますけれども、このふうな精神だと考えてよろしいでしよう。

○木田政府委員 いろいろな聞き方があるであらう、どれでなければならぬというふうには考えません。

○栗田委員 これは必要なことだと思います。モニター制度というのがよくあります。そうやっていろいろなやり方があるのであらう。

○木田政府委員 これも現在の段階で特にどのようにといふうに考えることができるわけではありません。今後十分いろいろなことを検討してみたいと思います。

○木田政府委員 これも現在の段階で特にどうぞ思つておられます。

○栗田委員 参与の任期についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○木田政府委員 これも現段階で特にどうぞ思つておられません。

○木田政府委員 それでは、その実施状況の報告を受けるということになつておられます。

○栗田委員 そうしますと、参与は職員でございませんね。公務員になるのでしょうか。その辺の身分はどう考えていらっしゃいますか。

○木田政府委員 非常勤の職でございます。

○栗田委員 任命の手続はどうなるのでしょうか。

○木田政府委員 今後大学との御相談でそれもないかと思っております。

○木田政府委員 大臣の任命権に留保するか、あるいは学長に任命権をゆだねるか、いろいろなやり方があるのであります。

○木田政府委員 それでは、そのとおりであります。

○栗田委員 法律の十条でございますが、職の種類は文部省令で定めると、こう書いてございました。今までのことは、つまり置かせるということをきめる、職をきめるというところに文部省の目的があるわけですね。

○栗田委員 以前、筑波大学の参与会は法律できめてありました。今度は省令で定めることになります。

法制局に伺いますが、一般的、常識的に考えて、法律できめられたもの、その機関の持つている職務内容と省令で定められているものの職務内容が同じであるということはありますか。それとも常識的にいえば、法律できまつているものよりも常識的にいえば、法律できまつているものよりも常識的にいえますか。それから省令で定められているもののはうが軽いといいますか、責任が軽いということになるのでしょうか。

○味村政府委員 これは私もはつきりいたさないことでございまして、一般論として法律で定まっている職と、それから省令で定まっている職との重要性ということを論ずるならば、一般的にいえば法律で定まっている職のほうが重要だということあるいは言えるかと存じますが、ただ、職の重要性ということは非常にいろいろな要素を考えなければなりませんので、一がいにどちらが重要、どちらが軽微だということはなかなか言えない場合も多いのじゃなかろうかと存じます。

○栗田委員 では、重ねてもう少し具体的に伺います。

すべての内容を大学にまかせるというお話をでした。置くこと以外は全部まかせる。それならば、たとえば参与の権限について、筑波大学と全く同じように、諮問に応じ、また助言・勧告の権限も持っているようにしたいと大学がおきめになる、しかもその内容は、大学の運営に関する重要な事項についてまで参与が関与するということになつた場合、これは一番基本的な権限とその内容が、筑波大学できめられている参与会と全く同じものに

なるわけですけれども、こうした場合 第波の参  
与会は法律で認められています。それ以外のもの  
を省令で定める、こういうことは普通できるので  
しょうか。やっている例はあるのでしょうか。法  
制局に伺います。

○味村政府委員 そのような例があるかどうか、  
私は、不敏にして存しないわけでござります。先  
ほど木田局長も申されましたとおり、設置法の十  
条で職は省令で定めることになつておりますし、  
組織の運営及び細目は、これも文部省令で定める  
ことができるようになつておりますから、その範  
囲内におきまして文部大臣が文部省令でおきめに  
なるということは当然許されることであらうかと  
存じます。

○栗田委員 省令で定められるのは国立学校の組  
織とその運営の細目だと思いますが、そうします  
と、この参与というのは国立学校の内部組織にな  
るわけですか。

○木田政府委員 国立学校に置かれる職でござい  
ます。

○栗田委員 いろいろと伺つたところ、ほとんど  
の点は大学の考えにまかせるとおっしゃつており  
ました。しかし、いま内部の職であるというふうな  
におつしやいます。参与は、これは学外者によつ  
て構成されるのですか。

○木田政府委員 非常勤の職でござります。どう  
いう人を採用するかは発令をするときの問題だと  
思います。

○栗田委員 それでは、採用されれば学内者にな  
るのだというお考えですね。

○木田政府委員 たいへん恐縮でございました。  
ちょっとお尋ねを聞き漏らしました。

○栗田委員 採用するまでは学外者であつても、  
採用されたらこれは学内者であるというお考えで  
すね。

○木田政府委員 非常勤講師もそういうことでござ  
いまして、同じようなことだと考えます。

○栗田委員 非常に重要なところで文部省はきめ  
ていらつしやるのですが、太体省令でおきめに  
すね。

なるといしますけれども、いろいろな専門的な内容を持つてくるということが、いまのようなやり方ですると、出てまいりますね。そのときにそれを一つの省令で記めるということが一体できるのでしょうか。文部省が考えていらっしゃる省令など、そういうのはどういう省令なのか、その内容をお話しいただきたいと思います。

○木田政府委員 非常勤の職を設けまして、いろいろ関係者の意見を聞き得る、こういうふうにすることのできる点は共通でございまして、それをどのとうに運営するかというのは大学のお考えにゆだわってよろしいと思つております。

○栗田委員 私がいま伺ったのは、もう少しがいまと具体的なことを言つていただきたかったわけです。そういう非常勤の職だとおっしゃいますが、参与の権限を持っていて、それから諮問だけかどうか、それもはつきりしないのですが、関与していく内容、人数、構成のメンバー、いろいろみんな違うわけなんですね。それを一つの省令で規定していくということですが、どういう形でできるのかということです。相当包括的なものでなかつたらこれはできないだらうと私はいますが、一体文部省はどういう省令をつくるうとしていらっしゃるのか、その内容を具体的にお聞かせいただきたいのです。

○木田政府委員 大学の定めるところによりまして、学長が参考にするためのいろいろな意見を聞く職として参与を置く、こういうふうに考えております。

○栗田委員 すみません。もう一度言つていただけませんか、私よく理解できませんでした。

○木田政府委員 当該大学の定めるところによつて参与を置く、こうすることに考えております。

○栗田委員 当該大学の定めるところにより参与を置く、これだけになるわけですか。参与といふ職を置くということだけが省令でできるわけですか。大学の定めるところにより参与を置く、これだけが省令になるわけですか。

○木田政府委員 大学のしなしのか廃止と並行して、この問題もまた、関しまして有識者の意見を聞くというのが、参与の目的でござりますから、そうちした目的と設置のことを書くことになる、こういうことでございます。

○栗田委員 先ほど、参与を置かれる精神というものは、広く地域の意見を聞くということだとおっしゃっていました。私、精神としてモニターのようなものですねといふうに申し上げたのですけれども、もしそういう目的だけで参与を置くのでしたら、わざわざ非常勤職員という形で置かなくなってしまう、幾らでも方法はあるのではないかと思うのです。総理府もモニターというものを置いていますけれども、あれはどういう形で置かれておりますか。

○栗田委員 詳細を私承知しておるわけではございませんが、総理府の職として置いているものではないと思います。いろいろな関係者の意見を、御協力を得て、得ておるものだというふうに考えます。

○木田政府委員 詳細を私承知しておるわけでは置かれていますが、謝礼は出しているのですけれども、これも公聴経費という形で出ておりますから、非常にゆるやかな形で出されていると思うのです。こうやり方をしても広く意見を聞くということはできるわけです。またN.H.K.がモニターというのを置いております。多少違いますが、それとも、これも私調べてみました。これはやはり放送法の番組基準というのできまっていて、けれども、「モニター運用基準の制定について」といふ会長名で出されている。つまり例規というのを書いてありますけれども、社内規則と同じようなものですね。それに書かれてはいるわけなんですが、ですから、もし広く地域の意見をくみ入れるという目的だけでしたら、たとえば学内規則をきめて学長が依頼をする、お願いをするというような形でも目的が果たせる場合もあると思うのですが、そういう形もあり得るとお考えになりますか。

○木田政府委員 いろいろな人の意見を聞く聞き

方はいろいろあるうと思います。参与を置いたら参与からだけで、ほかの人の意見が入らないといふことはあり得ないことだと思います。しかし、非常勤の職として関係者の意見を聞くために参与を置くということは、それ自体意味のあることだと思つております。

○栗田委員 いろいろと意見の聞き方はあるとおっしゃいます。そうだと思います。目的が地城社会の意見を広く聞くところにあるならば、方法もいろいろあると思うのです。それでもかかわらず、参与という職を置かれるということ、大学で置きたくないと言おうとも置きたいと言おうとも、職を置くということになつてゐるわけですね。なぜ参与という職が職として必要であるかということを、単に意見を聞くという意味ばかりでなく、参与という職を置いたその目的をはつきりともう一度おっしゃつていただきたいと思います。

○木田政府委員 大学の運営につきまして学外者の意見というものを徴し得る、そういう職を置いておくことは意味があると考えるからでございま思つております。

○栗田委員 それなら、参与は場合によつたら大學の管理運営に対して非常に大きな関与をする役戦になるかもしれないわけですね。さつきからいろいろおっしゃっています。それでは、学校の意向に的だとおっしゃっていますが、内容は非常に弾力ある場合もあるけれども、助言だの勧告だのいろいろなことをしていく、大学の運営などの重要な点の細目にわたつてまで意見をいろいろ言つような場合が出てきます。これは大學の内部に非常に大きな関与をしていくことになるわけだと思います。そういう場合も出てくるわけですね。

○木田政府委員 大学のお考えにゆだねていいと思つております。

○栗田委員 それでは、参与は置くことをきめるけれども、あくまでもその参与の活用のしかたは大学の考え方をさせるのだ、そういうことをもう一度確認させていただきます。いかがでしょか。

○木田政府委員 そのように考えております。

○栗田委員 それでは次の問題に移らせていただきます。

今度は單科大学の問題です。これも先日以来質問がされておりました。大臣が十二日の閣議後の発言で、單科大学に今度は重点を置いていくということをおおっしゃつた。そのとおりであると先日大臣は言つていらつしゃいます。

そこで伺いますけれども、今後つくられる大学は全部單科大学にするおつもりですか、それとも総合大学も今後つくつていらつしやるおつもりでしょうか。大臣に伺います。

○奥野国務大臣 学校を設置します以上は、それぞの学校が十分特色を發揮して効果をあげてもらいたい、こう考へておられます。しかし、だからといって全部單科大学を考えているというわけじやございません。場合によりましては、いまあります学校に学部を置いたほうがいい場合もございましょうし、また新しく学校をつくる場合にも、幾つかの学部を持った大学をつくることがいい場合もあるかと思ひます。基本的には、私がいま申し上げましたように、せっかく学校をつくるのですから、その学校の特色が十分生かされるような仕組みを考えいかなければならぬ、こう思つておるわけでござります。

○栗田委員 去年の國立学校設置法の審議のときには、私がいま申し上げましたように、せっかくやはりこれはかなり問題になりました。学校教育法の五十三条の中で「数個の学部を置く」という「数個」を取りはずした。いままでは総合大学が常例であつて、例外として單科大学があつたけれども、今度は單科大学が例外ではなくたといふわれました。戦前と戦後の大学の考え方方が変わつたわけです。その新制大学の理念のおもな点はどういう点だったのでしょうか。

○木田政府委員 旧來の専門学校の専門教育を主眼とした体制だけではなくて、幅広い教養というものを大学教育の中取り入れよう、こういう趣意でございます。

○栗田委員 学校教育法の五十二条にそのための理念が述べられております。これも昨年の論議の中で私なり申し上げたことです。私は、新制大の理念というのは、いまおっしゃつたように、豊かな人間形式としての一般教養を非常に重視し

たわけでございましたけれども、医学とか工学とかといった部門は非常に金のかかる分野だ、同時にまた、他の人文系の學問とは若干違つた面もあります。だから、それぞれが特色を發揮していく場合には單科大学のはうがいいんじゃないだろうかと

いたのです、こうお答えをしたわけでございました。やはり單科大学のはうが望ましい學問分野につきましては、なるべくその方法を選んだほうがよろしいんじゃないだろうかというふうには考へております。

○栗田委員 単科大学が望ましい分野というのはどういう分野でしようか。

○奥野国務大臣 研究、教育につきまして特別な組織、施設等を要するようなものにつきましては、おおむねそういうことが言えるのじやなかろうか、こう思ひます。

○栗田委員 たとえば医学などの場合でなければなりませんが、医師を養成する場合に、医師というのはたいへん広い教養が必要だと思います。倫理的な考え方、社会的なものの見方、そういう幅広い教養の上に立つた専門的な知識が必要だと思ひますが、そうお考へですね。

○木田政府委員 私どももそう考へます。

○栗田委員 以前、戦後間もなく新制学校がつくられましたときに、新制大学の理念ということがいわれました。戦前と戦後の大学の考え方方が変わつたわけです。その新制大学の理念のおもな点はどういう点だったのでしょうか。

○木田政府委員 旧來の専門学校の専門教育を主眼とした体制だけではなくて、幅広い教養というものを大学教育の中取り入れよう、こういう趣意でございます。

○栗田委員 学校教育法の五十二条にそのための理念が述べられております。これも昨年の論議の中で私なり申し上げたことです。私は、新制大の理念というのは、いまおっしゃつたように、豊かな人間形式としての一般教養を非常に重視し

ていくということ、单なる専門的な職業教育だけをやるのではないという理念であつて、それを保証する制度として総合大学をつくつていくという考え方があつたと思いますが、その点いかがでしょ。

○木田政府委員 一般教育を大学教育の中で取り入れなければならぬという考へ方は、單科であると総合大学であるとを問わざ通じるものでございまして、今日までも大学の教ある中で單科大学のほうが現実には多いわけでございますが、それらの大学も一般教育というものを重要視してきた。大学基準もそのようにつくられておるわけでございます。

○栗田委員 大学の設置基準がございます。今度つくられる三つの医大は、それぞれ百人を定員にしておられます。たとえば百人を入る医大で一般教育に何人の教員が配置されるのか、これをお答えください。

○木田政府委員 大学設置基準の上からは八人でござりますが、今回の三大学につきましては十二名の予算措置をしたい、こう考へております。

○栗田委員 設置基準を上回る措置をされたその意図ははどういうところにありますか。

○木田政府委員 充実した一般教育を施したいと考へるからであります。

○木田政府委員 静岡県内のいろいろな地域的な状況を勘案いたしまして、また関連したいろいろな施設との関係を勘案いたしまして浜松に医科大学をつくりたい、こう考えるようにいたしたわけだと思います。大臣も先ほど来答弁いたしておりましたように、医科大学を新たにつくる際に、それが自体まとまつたものとして少しでも新しくふうを取り入れるようにしてみたい、そのためには、医科大学そのものが一つの独立の大学として構成されるほうが教育、研究の改善のためにいいというふうに考えたからでございます。また静岡大学の関係等もいろいろありますけれども、静岡の場合には、静岡大学の関係者も必ずしも静岡大学の医学部という形を強く要請しておったわけでもございません。いろいろな四面の事情を考えまして、浜松の場合に単科の医科大学にいたした次第でございます。

○栗田委員 地理的な条件とおっしゃいますが、静岡市におもに学部を持つて、静岡大学は静岡市から切り離したほうがやりよいといつ。それからもう一つ伺いますが、医科大学の場合、総合大学から切り離したほうがやりよいといつ。そういうふうなことを地理的に考えて、浜松に医学部を置いて、別に地理的な条件でぐあいの悪いことはないと思います。地理的な条件とおっしゃいますが、浜松の場合に単科の医科大学にいたした次第でございます。

○木田政府委員 総合大学にいろいろな教官がお

られるということと、現実に特定の専攻の学生がどれだけの教官の講義を聞けるかということは別のことでございます。そうして、それぞれの専門とする履修内容に対しても、どういう講義を組み立てて聞いていくかということは、専門分野別にそれぞれ別個に考えなければなりません。現実に今日の大学の一般教育、各学部の学生が全部集まりまして幅広い教養を得るというシステムになつております。まず一般教育の科目ですと、人文系列、哲学、倫理学、宗教学、日本史、東洋史、西洋史、国語学、国文学、外国文学、漢文学、音楽、美術、これだけの講座がございます。社会系列で申しますと、法学、政治学、経済学、社会学、地理学、心理学、教育学、これだけがござります。自然系列を見ますと、数学、物理学、化学生物学、地学、統計学、これだけがあるわけです。その他外國語でもその文学部もありますのと、外國語の専門の教授が多数おられますし、保健体育の先生方もいらっしゃる。こういうふうになつて、この数だけ見ましても、はるかに十二人を上回るものだし、講座の内容は実際に豊富な中身になつております。こう思つておるに、保健体育の専任の教官数だけで五十三人になります。こういう総合大学の中の学部として置かれたならば、その一般教育を受ける場合に実に選択の範囲は広く、しかも専門家が十分に配置されているという状態になるわけです。やはり学校をつくっていく立場で考えて、いつら、ほんとうに教育の目的、新制大学であれば、その大学の理念を貫けるような状態に置いておくということ、そこまでおりません。むしろ医科大学としてそれ 자체の教官数で整わないところは、いろいろと非常勤の講師も配置することができるわけでございまして、実質的にそのような大きな差が起こることは考えておりません。むしろ医科大学としてそれ 자체のものとして、専門教育に合わせた一般教育をどう与えていくかということを、医学の立場から十分に考えていくということは、新しい試みとして意味があると考えております。

○栗田委員 一般教育を医科大学にふさわしいもとにするとおっしゃいますが、一般教育といふのは、広く知識を得て、それからまた深く専門の学芸を受けしていくための、その土台としてあるもので、医学関係の一般教育だから、これとこれとこれで、その他はやらない、あまり履修しないでよいというふうにはなつていいと私は思うのです。教官がたくさんいても、それぞれ専門によつて一般教育が違うとおっしゃつて、いますけれども、実際には大学の中で一般教養課程をとる場合に、自分の必要な単位をとりながら、同時に時間さえあればほかの講座を聞けるようになつております。ほかの科目はとれるようになつておらず、ですか、私が言つていますのは、そういうふうにかなり自分で意思があれば、広く選択して興味のあるものは聞くことができる状態が、総合大学のほうができるだらうと言つてることなりますが、その一般教育が理念のとおりに必ずしも運営されていない、そこから大学教育についての大きな問題が起こつて、いることは御存じのことだと思います。まして医進課程の教育など思つてござります。まして医進課程の教育というのと、他の学部の一般教育とも、また学生の扱いその他も異なつておりまして、いろいろな意味で問題もあるわけでござります。ですから、新しく医科大学をつくり、医学教育のあり方を考えます際に、ひとつ六年一貫のものとして、あるいは医学関係者がかくあることが望ましいという考え方を医学関係者の構想で組み立てていくといふことがで、かかるわけでござります。どうかみ合はかといふことについて、必ずしも大事なことだと思ひます。

いま御指摘になりました必要な講義内容、専任教官数で整わないところは、いろいろと非常勤の講師も配置することができるわけでございまして、実質的にそのような大きな差が起こることは考えておりません。むしろ医科大学としてそれ 자체のものとして、専門教育に合わせた一般教育をどう与えていくかということを、医学の立場から十分に考えていくということは、新しい試みとして意をつけて、一般教養を受けることができるように、わざわざこれを単科大学にして、ふやしたといったふうに十二人しか配置されていない。こういう状態のところに置かれるわけなんですね。一体この二つを比べてみた場合に、どちらにしたほうが豊かなふうに思つておられるところでござります。

○木田政府委員 昨年学校教育法の改正で、どちらの方式をとることもできるよう改めさせていただきました。改めていただいたわけでございました。

して、今後、今回浜松その他の医科大学をつくります場合にも、その一般教育、専門教育のあり方は、

個々の大学にそれぞれくふう改善を考えてみてくださいたいと思つておるところでござります。

○栗田委員 理念どおりの一般教育になつていな

いとおっしゃいましたが、その内容を詳しく御説明ください。

○木田政府委員 一般教育につきましては、三十

六単位、人文、社会、自然の領域にわたつて幅広く教えていただきたい、これが大学教育の一つの考え方

方でございます。その一般教育の教育内容と、それから各学部の専門教育のあり方と、この関係の連携というものをもう少し円滑にしていきたい。また学生の学内における扱いにいたしましても、そうした両者の関係を、初期の段階で一般教育一年半あるいは二年与えるというだけでなく、専門教育の後期の段階でも一般教育が与えられるようにして、いろいろな御要請がございます。

それらを先ほどの静岡と浜松の例でお考えいただきますならば、一般教育は静岡地区的キャンパスで行なう、浜松に医学部をつくるて両者の間を緊密にやるということよりは、浜松に位置づけた場合に、一般教育、専門教育とともに医科大学としてまとめたものとして構想するということのほうが、学生の教育の上からもより便宜であるというふうに考えております。

○栗田委員 現在でも工学部は、一般教育は静岡のキャンパスでやりまして、そのあと専門は浜松へ行つてやつているわけなんです。こういう形で学ぶことにさして支障は現在ございません。工学部の場合も、特に専門的な大臣がおっしゃった单科大学にしたほうがよい内容のものだと思うのですけれども、それがこういう形で今まで学ばれていましたけれども、一般教養科目、非常に広く総合大学の中で今まで学んできているわけなんです。そしていま局長は、たてまえとしてはそれはいいけれども、実際にはうまくいっていないのだと思つてしまふけれども、たてまえがよかつたとおつしやいますけれども、たてまえがよかつたらば、たてまえがそのまま有効に効力を發揮するような教育をもつともっと広く深く進めていくけるよしならわざわざかつての大学の理念を変えましたからわざわざ单科大学にするというその点ですね、そこをもう一度よくわかるように説明していくだけませんか。私はまだちつともわかりません。

○栗田委員 現在でも工学部は、一般教育は静岡のキャンバスでやりまして、そのあと専門は浜松へ行つてやつているわけなんです。こういう形で学ぶことにさして支障は現在ございません。工学部の場合も、特に専門的な大臣がおっしゃつた单科大学にしたほうがよい内容のものだと思うのですけれども、それがこういう形で今まで学ばれていましたけれども、たてまえがよかつた

とおつしやいますけれども、たてまえがよかつた

うだけれども、現在我が一般教養課税との間が理想的にいっていいから総合大学でなく单科大学にしていくといふところに一番おもな目的があります。

○栗田委員 そうしますと、たてまえとしてはそ

うだけれども、現在我が一般教育を担当しているということがあります。すべての学生が五十数人で学んでおられる。できるだけ早く専門の工学教育をしたいという場合には、また浜松へ来なければなりません。学生が浜松と静岡を行つたり来たりするということは、現実の問題としてたいへんな困難の伴うことでございます。またそのことからも教育のあり方にいろいろな制約が加わることにならない。学生が浜松と静岡を行つたり来たりする努力できる、こういう体制にしておくことのほうが現実的にはいいのではないか、こう思つております。

○栗田委員 非常勤講師の必要な人員その他

は、具体的に大学が発足した段階で手を打つては、それに大学が発足した段階で手を打つてはならないようかと考えます。一般教育を教養部に託して行なつた場合と比べまして、そう見劣りのするものにならないというふうに考えておりましすし、医学教育の観点からは、よりまとまつた一般教育を六年間なら六年間を通じて配置できるといふよさもまた出てくるかと考えております。

○栗田委員 それは、局長が見劣りしないと思うとおつしやいますけれども、さつきも言いました

ように、総合大学、一例として静岡大学ですが、静岡大学の医学部とすれば、いまさつとあげただけで五十三名の一般教育を担当される教官がいらっしゃるわけです。彼ら非常勤講師をふやしたて、そんなにはふえないと思います。しないとおつしやつても、それは局長のお考えでありまして、実際に幅広い教養をつけさせる条件といふか。改善くふうをしていく内容といふのは、何といつても教育と研究が円滑に進んでいくといふことになると思うのですけれどもね。そういう立場から見て、いかがなんでしょうか。私は、幾ら見

少しずつ改善していくといふことが実際的だと思ふのでございます。キャンバスが幾つかに分かれています。キャンバスが幾つかに分かれています。その大学にありますことは、総合大学とはいながら、その大学の運営にいろいろな努力とまつた困難が伴つておるといふことも否定できません。

○木田政府委員 現実に即して改善できることをりましても、キャンバスが分かれてしましますと、それが大学になります。つまり、その立場に立つて改善するのじやありませんか。いかがですか。

○栗田委員 それじや、一般教養はどうなるのですか。

○木田政府委員 その中に幅広い一般教育を取り入れるということは当然のことだと考えます。が、さつきから言つていますように、単科大学だったら十二人しか配置できない。ほんとうは八人だけれども、それを十二人にふやしたんですとおつしやっています。非常勤講師を置くとおつしやいますが、非常勤講師だってそろたくさんは置けるものじやないと思ひます。またそのことからもう一つ、医学教育用の一般教育、これは工学用の一般教育、これは教育学部用の一般教育というふうに、一般教育の中身といふのがかなり限定されてくるのでじやうか。新しい試みといふのはそ

ういうことになつてゐるのですか。

○木田政府委員 五十数名とおつしやいますが、これは静岡大学一千人の学生に対しまして五十数名の専任の教官が一般教育を担当しているということです。すべての学生が五十数人の講義が全部聞けるわけのものでもございません。また、現実の講義は、それぞれ授業科目を組みまして、それに従つて必要な講義を履修するということです。すべての学生が五十数人の講義が全部聞けるわけのものでもございません。ましてそれに必要な一般教育の講義を履修していくといふ実質はほとんど変わらないといふふうに考へる次第でございます。

○木田政府委員 また、一般教育といふものが各専門領域を通じて抽象的に一般教育としてあるかといふ点につきましては、これまたいろいろな考え方があり立ちます。法学を專攻いたします学生に一般教育で憲法を教えるというようなあり方を、いつまでも続けていいかどうかといふふうに考へる次第でございます。

また、一般教育といふものが各専門領域を通じて抽象的に一般教育としてあるかといふ点につきましては、これまたいろいろな考え方があり立ちます。法学を專攻いたします学生に一般教育で憲法を教えるというようなあり方を、いつまでも続けていいかどうかといふふうに考へる次第でございます。

論議もあるわけでございまして、一般教育であるか専門教育であるかは、それぞれの学生の専攻内容との関係で考へていいではないかといふ意見もあります。その点は大学の一般教育の指導に幅広くゆだねておいてよろしい。先般大學生設置基準の改正をいたしました。これは学生の専攻領域との関係で一般教育科目をいろいろとり得るようになります。他の学部の専門科目でありましても一般教育としてとり得る場合もあり得る、その辺の扱いも大学に幅広くゆだねたところでござります。



生が六年間の後年次に至りました、どのような教育実習を病院でお願いするかという際に具体的にきまつてくることにならうと思います。現在、輪郭としては、一般的な協力のあり方いろいろと考えておりますけれども、現実には、個々の大学と個々の地域の病院との間で十分な御相談をしてそこまでははつきりしたことを申し上げるわけにいかぬので、現在の段階ではきわめて一般的な抽象的なことを申し上げるよりはかはなかろうかと思ひます。

○栗田委員 次に予算の問題について伺います。が、関連教育病院になつたために多くの経費が必要となるという場合が出てくると思います。どのような予算措置を考えていらっしゃるでしょうか。

○木田政府委員 現在の段階では、病院の設備費の補助を初年度千三百円ほど二分の一の補助で考えておるわけでございます。私どもの考え方からいたしますならば、病院自体が、本来は基本的に、医師を志す者に對して、あるいは若い医師の教育、研修の施設を十分持つておつてほしいものだというふうに考えております。しかし現実には、大学教育に協力ををしてもらいますための体制が必ずしも十分に整つてないという点もあります。○栗田委員 考えていらっしゃるのは設備費の補助だということですが、愛媛の松山市立病院でございます。たとえば、一人の内科なら内科のお医者さんが学生の指導もなさる。そうすると、いままで一日に四十人ぐらいの患者さんを処理していたのがどうしても数が減つてくるだろう。三分間診療なんてよく言いますが、そういう形であるかないかは別としても、一々学生に説明をしたりといふこともあるから時間がかかる

ります。そうすると、一日に処理できる患者さんの数が非常に減つてくるのではないか。そ

うなりますと、病院としての診療報酬がずいぶん減るのじやないか。松山病院はいまでも二十億の赤字を出しているといいますが、関連病院になったことによって、こういう赤字がまた累積するのではないか。適当な措置をとられるお考えでいらっしゃいますか。

○木田政府委員 病院自体が後継者の教育、指導ができるほどの内容のものである、こういう水準に高めたいということは、厚生省も、研修病院の充実という課題として考えておるところでございます。でございますから、そういうふうに病院の整備、充実をし、また病院自身が後継者の養成に協力をするということは、大きな目で見まして、病院の能力をふやしていくことになる、ですか

○栗田委員 まだ細目があまりきまつていらないとお話しですが、いま申しましたように、現実にこういう不安の声が出てきているわけです。少しでも早く負担区分などについて細目をきめていく必要があると思いますが、その辺の御努力の姿勢を大臣から伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○奥野国務大臣 たいへんごもつともなことでござりますので、そういうように努力をしてまいります。

○栗田委員 次に私は、医科大学設置についての地元負担の問題について伺いたいと思います。まず自治省に伺いますが、「昭和四十九年度の地方財政措置について」という自治事務次官の各省厅事務次官あて文書を出しておられます。この中で、八ページでされども、「国、地方公共団体間の財政秩序の確立」というところ

があります。「国、公社、公團等の施設の設置にあたり、地方公共団体の負担を前提とする事例がみられるが、形式的にはもちろん実質的にも地方

公共団体に負担を求めるものないよう、用地費

等について所要経費の全額をその予算に計上され

ていますが、長い将来を見れば、それは病院につて後継者を育てるというプラスの面はあるのですから、文部省に伺いますが、いま医学進学コースの校舎はまだできておりません。これはどのようにこ

とははやられるつもりですか。

○木田政府委員 浜松にあります県立の短期大学

つていいのだろうか、そういうことを伺つていいわけです。

○木田政府委員 どのようにその協力の関係を進めるかというのは、もう少し、数年たまつて現実の課題になりました場合に、私どもも大学教育の観点から、病院側に処置をすべき中身といふものも、具体的の内容として考えてみたいと思っております。

一方、国と地方団体との間には、財政秩序の問題がございます。地方財政法あるいは地方財政再建促進特別措置法の規定によりまして、国と地方との間の負担、財政秩序の明確化が規定されております。

この各省政府に願いを申し上げました事務次官の文書の中の「形式的」「実質的」ということでございますが、要するに国、公社、公團等の施設の設置にあたりまして、地方公共団体に負担を課すべきではない、こういう地方財政法の趣旨に基づきまして、形式的には、たとえば地方公共団体が国に直接的に寄付金、負担金を支出するとか、あるいはまた用地なり施設について所有権を移転するとか、こういったものは形式的であろうかと思ひます。実質的に申し上げますのは、たとえば無償で用地を提供するとか、あるいはまた団体等を通じまして間接的に寄付金なりが流れていく、こういう場合を考えております。

○栗田委員 浜松医科大学を設置するについて、関連事業費として静岡県と浜松市がどのくらい負担しているか、御存じでいらっしゃいますか。

○高田説明員 金額的にどの程度の負担になるかは承知いたしておりません。

○栗田委員 三十九億円でございますが、これは関連病院の充実、整備その他も全部含まれた費用として、三十九億円になつております。そこで、いま幾つか、こういう場合はどうだらうかという点で私は伺いたいと思います。

文部省に伺いますが、いま医学進学コースの校舎はまだできておりません。これはどのようにこ

とに對する何かの配慮はないだらうかと、いう内容なっています。

○高田説明員 国立医科大学が設置されますと、当該地域の開発あるいは地域の住民の方々の福祉



ある仕事だと思っておりまして、学生あるいは研修医等の控室がありますこと、そのことは病院として御整備をいただいていいことだというふうに私は考えております。

○栗田委員 自治省のお答えと文部省のお答えが違っておりますね。純粹に教育のために必要な施設は国が負担すべきだと自治省はおっしゃる。文部省は、地域の医療水準を充実させていたり、病院の水準そのものをよくしていくためだから病院がつくればいいじゃないかとおっしゃいます

が、そういうふうにしていきますと、だんだんこれは地域に返るものが多いのですから、みんな自治体が負担しなければならない点が多くなっていますが、と思いますが、いまの文部省の見解について自治省はいかがお考えですか。

○高田説明員 こういった教育関連病院が、地元の方々の医療水準の向上なり、そういった面に非常に寄与することは当然でございます。いま二つの側面があろうかと思いますが、私がお答えいたしましたのは、純粹に教育、研究の施設、この場合には國で御負担をいただくべきであろう。大学局長さんがおっしゃいましたのは、地域の医療水準の向上あるいは地域の医療需要のための必要、これをどう明快に区分するか、非常にむずかしい問題であろうかと思いますが、できるだけそういう観点から区分をして適正な負担をお願いをするということだと思います。

○栗田委員 具体的に私はさつき申し上げました。学生控室、それから研究施設、教官室、これは、こういう教育がやられなかつたら必要なないところです。関連教育病院でなければ、教官室だとかそれから学生の控室なんといふものは必要なものです。しかし、それが関連病院の中で自治体の負担でつくられているという問題です。そして、いまの自治省のお答えによれば、これは本来国が負担すべきものだと私は思います。地域に戻されるから、そうおっしゃいますけれども、そなへて広げていつたらば、地方自治体の負担はふえる一方だし、國が病院をつくつたり、

また学校をつくりつたりするというのも、国全体のためであるのと同時に、ますます地方の医療水準、また教育水準、文化水準を高めるということに必ず資するためにやつてゐるわけですから、だんだん拡大していつたらば、地方の自治体の負担というのはうんとあるわけだと思いますが、いまの自治省のお答えとあわせてもう一度局長のお考えを伺います。

○木田政府委員 一般的に申しまして、地域の公的病院が、ただ単なる診療機関だけではなく強させられるだけの体制というものを持つていたときだ。そうすることによって地域の公的な病院と大学とがより緊密に提携協力して後継者の養成あるいは地域の医療水準の向上といふことに立ち向かえるのでございます。残念ながら、私どものいま見ておりますところ、日本の公的な病院のうちかえりた研究あるいは医師の研修のための体制といふものはきわめて貧弱でございます。厚生省の指導によりまして研修病院というのが逐次整備されております。そういう研修医療病院としての整備が十分行なわれてまいりますならば、その状態で大学の関連教育病院としての協力も進んでいくことになるうと思ひます。ですから、私どもは決して大学のためだけに無理をお願いしているといふつもりはございません。地域の病院が、病院の診療体制を整備するために研究と研修の体制を整えていく、そして大学と一緒にになって後継者の養成に当たつてくださるようになる、そのためには、こなういう教育がやられなかつたら必要なないところです。関連教育病院でなければ、教官室だ

が、そういうふうにしていきますと、だんだんこれは地域に返るものが多いのですから、みんな自治体が負担しなければならない点が多くなっていますが、と思いますが、いまの文部省の見解について自治省はいかがお考えですか。

○高田説明員 こういった教育関連病院が、地元の方々の医療水準の向上なり、そういった面に非

さつき自治省のお考えを伺いましたけれども、それからいつても、こういうものは本来国が出していくべきだ、いまの現状のもとでは出していくべきではないかと私は考えます。いかがでしょうか、お出しになる意思はないのでしょうか。

○木田政府委員 私どもは、公的な病院が研修医療病院として整備できているということが願わしいことだと思っております。そういう施策は厚生省のほうでもいろいろと進めておられるわけでございます。今度、医科大学ができるにつきまして、大学との間で関連教育病院としての御協力を要請するということは、その病院の整備充実の望ましい方向により刺激を加えることになりますが、と考えております。その間にいろいろ起こつてしまふ問題、また教育上だけの観点から考えなければならぬこともありますから、設備費等に

つきましての補助等は考えていただきたい。まだ運営上、大学側から運営費について考えなければならぬ点は将来の課題として検討をいたしてまいります。しかし、基本的な方向は、病院そのものとしての整備をはかつてくださるということが願わしいことでございまして、これは医療行政の観点から御整備を願つておきたい、こう思う次第でござります。

○栗田委員 たいへん問題だと思います。そういうやり方で進めていたら、予算のない自治体なんかは大学病院をつくることもできない。経済的な、財政的な負担のためにますますおくれていくということになるじゃありませんか。しかも、いまのように地方財政の緊縮ということがいわれて圧迫されているわけです。特にことしは、石油危機で地方財政は節約していかなければいけないところがいわれている。こういう中でこういう負担を負わなければ大学を誘致することができないという実態になつてゐる。自治省がこういうふうに言つていらっしゃるのに、文部省はまだ出さないというふうにおっしゃるのであります。これはたいへん大きな問題だと私は思います。

○栗田委員 今後充実していく必要は、それはあるでしょ。当然あると思いますけれども、現在、現実の問題として、この関連教育病院になつたために、地方自治体が負担をしなければならないというふうに思つています。そのためには、この設置協力会というのを、最近、医科大学、また医学部がつくれたところで大体みんな持つてゐる組織です。これは医大設置のために協力するというたてまえで寄付金を集めているわけです。静岡のこの浜松医大の設置協力会、これがいまだのよう募金目標でやつてゐるかといふことを御存じでいらっしゃいますか。

○木田政府委員 詳細には承知いたしておりませんが、一億余の御協力があるというふうに聞いておる次第でございます。

それから、次に医師の住宅建設の問題ですが、附属病院のほうの医師の住宅です。県の事業として建設していきますけれども、これは有償で借りる方針でいらっしゃいます。

○栗田委員 その家賃はどういう金額でお払いになるわけですか。

○木田政府委員 御相談によつてきました家賃を払うことになるうと考へております。

○栗田委員 常識的な額でお払いになるということですね。

○木田政府委員 御相談によつてそういうことになるだろうと考へております。

○栗田委員 次に、用地の問題で伺います。

医大の用地を先に県が造成して、そしてこれに医大をいま建ててゐるわけです。ここにかかる費用が約十三億円です。この用地については今後どういうふうにしていらっしゃいますか。有償で借りられますか。

○栗田委員 たいへん問題だと思います。そういうふうに承知しております。

○栗田委員 有償で借用する予定でござります。

○木田政府委員 相続税の評価額の百分の一といふふうに承知しております。

○栗田委員 わかりました。

おります。

○栗田委員 竹山県知事が会長となりまして、名目一億、実質二億円を集めようということでいまやつておるわけです。この募金の目標ですが、割り当てられておられます。募金を割り当てるということについていかがでしようか、自治省のお考えを伺いたいと思います。集める前に割り当たれています。

○高田説明員 地方財政法の四条の五には割り当て的寄付の禁止の規定がございます。

○栗田委員 割り当ての禁止がされているというお話です。しかもその内容はこんなふうになつております。まず浜松市内の会社に二百万円ずつ二十口、これは必ずしも金額の強制割り当てとはなりませんね、二十口ですから。日産、鈴木自動車、遠州鉄道、河合楽器、薬品グループ、西武百货、松菱、大体こういうところから募金をいただけます。こうしたことになつておりました。そうしてあとの一億円はこうなっています。浜松オートレースから三千五百万円、浜名湖競艇三千万円、静岡競輪と伊東競輪で三百万円というふうに割り当てられているわけです。

ここで自治省に伺いますが、このオートレースとか競艇だとか競輪だとか、これは公益事業団になつてているのですけれども、こういうところにこういう割り当てるをするということは地方財政法違反ではないでしょうか。

○高田説明員 ただいま地方財政法四条の五で割り当て的寄付の禁止があると申し上げましたのは、国が地方公共団体に対し割り当てるすることを禁止する。あるいは地方公共団体が他の地方公共団体に割り当てるのを禁止しておるわけでござります。協力会といまおっしゃいました施行者協議会との関連については、これは地方財政法で規定しておるところではございません。

○栗田委員 この協力会の募金趣意書にはこう書いてございます。「とくに、早期開学をめざすためには、開学時における教育研究用の図書及び備品の整備が不可欠の条件とされております。国立

医科大学設置協力会は、これらの図書、備品の整備事業を募金活動を通じて達成するというふうになつております。その後と「なお、募金により取得した図書、備品は遅滞なく国へ寄贈します。」こうなつておるわけです。つまり、図書とか備品などのために募金を集めて、集まつたものはそのまま国に遅滞なく寄贈するということになつております。

それで、オートレースだと競輪だとかいうのは、さつきも言いましたように市の特別会計に収益を入れている団体でありますけれども、これが募金を求められて、割り当てられて出し、しかもその募金の目的が初めから國へ寄贈するということはっきりとわかっている、そういうものに對して出すということになるのですが、こういう場合はどうなんでしょうか、自治省の御意見を伺いたいと思います。

○高田説明員 協力会が集めになりました金で國へ寄付をされるのか、あるいは市立病院へ寄付をされるのか、その間の事情は私ども聞いておりません。

○栗田委員 いま私が読みましたように、協力募金の趣意書には「遅滞なく國へ寄贈します。」と

いうふうに書かれています。

○高田説明員 地方公共団体が負担をいたしました、それに伴いまして備品なりそういうものが直接國のほうへ寄付をされるということになります。

○栗田委員 わかりました。オートレース、競輪などといふところからの寄付金がいまのような形で協力会にされておりまして、これは、自治省のお答えですと地方財政法違反ということだと認めいたします。ない中でいろいろな負担をするためいたします。なかでいろいろな負担をするためには、地方自治体は苦労して、何とか学校を誘致しようと、そのために協力をすることは拒まないとお

つしやりますが、それは協力はもちろん拒まないでしょう。しかし、表面上は寄付をしろ、お金を出せということにならなければ、実際には条件が整つたところでなければ大学が持つてこられない。地域では、何とか持つてこようと思うの立場から、いろいろな無理を重ねてこういうことになつていいと思っています。さつきの文部省の御発言は、ある意味では国が地方自治体に非常に大きな負担をかけてやらせているということになると私は思います。

このことだけを申し上げまして、きょうのこの質問を終わらせていただきます。

○稻葉委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。山原健二郎君。

○山原委員 先ほど栗田さんの質問の中で出た今度省令できめるという参考の問題ですが、質疑応答を聞いておりまして、だんだんわからなくなつてくるわけですね。たとえば地域社会の意見を聞くためにというのは、それはどこかに書いてあるんですか。

○木田政府委員 省令で職を設ける際に、その趣旨を必要な範囲で規定することになるかと思ひます。

○山原委員 先ほど法制局のほうもあまり例がないというお話をございまして、これは初めて完全な初めてではないかもしませんが、省令で非常勤の職をきめるということは、これはまさに新しいことをやろうとしておると思うのです。それで、くどくと言いませんが、この国立学校設置法の採決の時期までにその中身を、大体どれだけの原案を持っておるかということ、これはこの法案の審議にあつて非常に重要な問題ですから、その辺はどういうふうにお考えになつておるか。

私はぜひ採決までにはその原案、構想というものを示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○木田政府委員 考えておりますところを御説明できるようにしたいと思います。

○山原委員 採決までに、委員長、大体構想を、

省令できめられるというお話をですから、それをきめることがいいかどうかは別にして、構想を出していいだかない」と審議は非常に困難だと思います。というのは、参考というのが非常に幅の広い件が整つたところでなければ大学が持つてこられない。地元では、何とか持つてこようと思うの立場から、いろいろな無理を重ねてこういうことになつていいと思っています。さつきの文部省の御発言は、ある意味では国が地方自治体に非常に大きな負担をかけてやらせているということになると私は思います。

格によつて非常にこの法案の審議が変わつてくると思いますので、ぜひ法案に基づく省令の原案といふのは、これはなるべく早く出していただきながらも小林先生と話しておったんですが、守衛といふかつこうの場合もあるだろうし、あるいは副学長的なたいへん重要な仕事になる場合もあるであろうし、そういうことを考えますと、この性格によつて非常にこの法案の審議が変わつてくることはあります。ぜひ法案に基づく省令の原案といふのは、これはなるべく早く出していただきながらも小林先生と話しておったんですが、守衛といふかつこうの場合もあるだろうし、あるいは副学長的なたいへん重要な仕事になる場合もあることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時一分散会

昭和四十九年四月四日印刷

昭和四十九年四月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

X